

## 第 1 調査の概要

### 1 議員アンケート

- ・調査実施期間 : 令和 4 年 4 月 28 日～5 月 17 日<sup>1</sup>
- ・調査方法 : エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
- ・調査対象議員数 : 衆議院議員 465 名 (男性 419 名、女性 46 名)
- ・有効回答数 : 382 名 (回答率 82.2%)

### 2 政党アンケート

- ・調査実施期間 : 令和 4 年 4 月 28 日～5 月 17 日<sup>2</sup>
- ・調査方法 : エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
- ・調査対象 : 衆議院議員が所属する政党 8 党 (自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党)
- ・有効回答数 : 8 党 (回答率 100%)

### 3 アンケート調査の目的

議院運営委員会理事会において、ジェンダーに配慮した議会を実現するために I P U (列国議会同盟)<sup>3</sup>が作成した「自己評価ツールキット」<sup>4</sup> (以

---

<sup>1</sup> なお、5 月 27 日提出分まで受付を行った。

<sup>2</sup> なお、5 月 24 日提出分まで受付を行った。

<sup>3</sup> I P U (列国議会同盟) は、1889 (明治 22) 年に設立された各国議会による国際機関で、現在、世界の 178 か国・地域の議会が加盟している。各国代表が集まる会議の開催などを通じて、政治的対話、協力及び議会活動を促進し、平和、民主主義、人権、ジェンダー平等、若者のエンパワメント、持続可能な開発等のために活動している。(資料 4-3 [337 頁] 参照)

日本は 1908 (明治 41) 年に初めて加盟し、第二次世界大戦による活動停止を経て 1952 (昭和 27) 年に復帰した。日本国会は、毎年 2 回 (春・秋)、I P U 本部のあるジュネーブや世界各地において開催される定例会議に代表団を公式派遣している。

<sup>4</sup> 【作成経緯】

- ・平成 24 (2012) 年、第 127 回 I P U 会議において、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」採択。
- ・平成 28 (2016) 年、同計画に基づき、I P U 事務局においてツールキットを作成、オンライン上に公開。
- ・各国議会は、ツールキットを参考とし、主体的に議会のジェンダー配慮の自己評価を行い、具体的な提言へとつなげることが期待されている。

【実施国】

- ・平成 28 (2016) 年のツールキット公開以来、これまでに 7 か国 (英国、コロンビア、ジョージア、ケニア、ナミビア、セルビア、タンザニア) がツールキットを利用し自己評価を行っている。

下「ツールキット」という。)の評価項目を参考に、我が国の議会におけるジェンダー平等の現状を把握するために、全議員を対象にアンケート調査を実施した。

政治分野における女性の参画の拡大は、我が国のみならず、世界中の多くの議会における課題である。我が国を含む I P U加盟国は、平成 24(2012)年、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画 (Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments)」を採択し、この中で、ジェンダーに配慮した議会を実現するための手段として、I P Uの作成するツールキットを活用することが掲げられた。ツールキットには、自己評価を行うための手順や留意点等が示されている。なお、この自己評価プロセスは、各国議会の順位付けを目的とするものではなく、ジェンダーに配慮した議会に向けた改革を促進する方法論として提供されているものである。

#### 4 アンケート調査の作成の経緯等

令和 4 (2022)年 2 月 25 日、超党派議連「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟 (会長：中川正春議員 (立民))」より、細田博之議長に対し、海江田万里副議長立会いの上、ツールキットを活用した衆議院における自己評価の実施に関する申入れがなされた。これを受け、細田議長より、山口俊一議院運営委員長に対し、当該申入れを伝達するとともに、「前向きに検討願いたい」旨の指示があった。

同年 3 月 8 日、議院運営委員会理事会において、青柳陽一郎理事 (立民)より、ツールキットを活用した自己評価の実施について提案があり、それを進めることで各党合意し、具体的な方法については、各党派担当理事 (自民、立民、維新、公明) において協議することになった。

同月 10 日、各党派担当理事 (井野俊郎理事 (自民)【座長】、青柳陽一郎理事 (立民)、遠藤敬理事 (維新)、濱地雅一理事 (公明)) による議院運営委員会理事代表者打合会が開催された。同打合会において、アンケート調査の対象を全議員及び政党とすること、その方式をネット方式で行うことが合意された。また、事務局に対し、ツールキットの項目の中で、①議員・政党に対するアンケート調査を行う項目と②事務局が事実関係を調査する項目の切分け作業を行い、質問票のたたき台を作成するよう指示があ

---

ることを確認している。

・上記 7 か国のうち、コロンビアとジョージアは、自己評価の一環として、議員に対するアンケート調査を実施した。

った。

4月21日の議院運営委員会理事代表者打合会においては、各会派担当理事のほか、理事会派の女性議員各1名（土屋品子議員（自民）、吉田はるみ議員（立民）、岬麻紀議員（維新）、浮島智子議員（公明））が参加した上で、事務局において整理した項目や質問票の内容等について協議が行われ、質問票（案）が作成された。なお、本アンケート調査は、国会全体の傾向を把握する観点で実施されるものであり、各議員が忌憚なく意見を表明できるよう、議員アンケートは無記名式で行うこととし、また、政党アンケートについては、報告書作成の際、政党名を記載しないこととする方針となった。

同月26日、議院運営委員会理事会において、質問票及びアンケート調査の実施について合意がなされ、同月28日、山口議院運営委員長名で、全衆議院議員及び衆議院議員が所属する政党（自由民主党・立憲民主党・日本維新の会・公明党・国民民主党・日本共産党・れいわ新選組・社会民主党）にエクセル形式の調査票がメールで送信された。

## 5 アンケートに使用されているジェンダーに関する主な用語の説明<sup>5</sup>

### 【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### 【固定的な性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性

---

<sup>5</sup> （出所）第5次男女共同参画基本計画 用語解説  
<[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/yougo.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/yougo.pdf)>、I P U 「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」2012年 衆議院事務局国際部国際会議課作成「I P Uにおけるジェンダー平等に関する取組の概要（令和3年3月現在）資料②」

は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 【クォータ制】

積極的改善措置（ポジティブ・アクション<sup>6</sup>）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

### 【ジェンダー主流化】

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

※本アンケート調査の質問項目では、以下のように説明。

「あらゆる分野において、女性と男性にどのような影響があり、どうしたら女性と男性が平等に恩恵を受けられるかを考えて、全ての政策・施策・事業を企画・実施していくこと。」

### 【ジェンダー予算】

政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。

### 【ジェンダーに配慮した議会】<sup>7</sup>

その組織構造、運営、方式、業務において男女双方のニーズと利益にかなう議会。ジェンダーに配慮した議会は、女性の完全参加を妨げる障壁を取り除き、社会全般の手本となる事例又は模範を示す。

---

<sup>6</sup> ポジティブ・アクション（positive action、以下PAと略記）とは、ヨーロッパ型PA（EU/EC、国際機関、欧州諸国の用法、「積極的差別是正措置」と邦訳、）「過去における社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団[女性や人種的マイノリティー]に対して一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」（内閣府男女共同参画局ホームページ <<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/positive/siryo/po01-5.html>>）

<sup>7</sup> 「国連開発計画（UNDP）のQuick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters（ニューヨーク、2007年）及びI P UのEquality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments（ジュネーブ、2008年）で引用されている国連ジェンダー問題担当事務総長特別顧問事務所（UN/OSAGI）、国連開発計画（UNDP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）の定義」によるものである。

### 【ジェンダーに配慮した予算編成】<sup>8</sup>

経済政策の策定におけるジェンダー主流化を図り、予算編成プロセス全体の変革をもたらそうとするもの。ジェンダーに配慮した予算編成とは、単に女性関連支出の計上のみを指す言葉ではなく、予算配分とその執行が確実に男女双方のニーズに応えるものとなるよう、安全保障、健康、教育、公共事業等を含む予算全体をジェンダーという視点から分析することを意味する。

### 【女性部会】

ジェンダー平等に関する問題を検討議題とする組織で、女性議員（希望があれば男性議員も可）によって構成され、あらかじめ取り決めた議題に取り組む。全国的な女性組織、市民社会組織、研究機関、大学との強力な連携が確立することによって効果を発揮する。

---

<sup>8</sup> 前掲注7〔4頁〕参照